

議案第17号

寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正について

寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

企業等の立地を一層促進するため、立地を行う企業等に対する奨励措置を継続するとともに、奨励措置の適用要件等の見直しを図るため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例

寒川町企業等の立地促進に関する条例（平成18年寒川町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号を同条第16号とし、同条第11号中「の1年前」を削り、同号を同条第15号とし、同条第10号の次に次の4号を加える。

- (11) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (12) 田端西地区土地区画整理事業区域 都市計画法第19条第1項の規定により茅ヶ崎都市計画土地区画整理事業田端西地区土地区画整理事業として都市計画を定めた土地の区域をいう。
- (13) 本社機能 企業の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門その他の企業の主要な部門を有し、常時使用する従業員の数が300人を超えるものをいう。
- (14) ロボット関連産業 センサー、知能・制御系及び駆動系の3つの要素技術を有する機械システムを製造する産業をいう。

第2条中第9号及び第10号を削り、第8号を第10号とし、同条第7号中「（昭和43年法律第100号）第9条第10項」を「第9条第11項」に、「同条第11項」を「同条第12項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (9) 国県認定企業等 国が積極的な成長投資に取り組むものと認めた企業等又は神奈川県企業誘致施策において認定された企業等（規則で定める企業等に限る。）をいう。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 商業系地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第9項に規定する近隣商業地域及び同条第10項に規定する商業地域をいう。

第3条中「工業系地域」の前に「商業系地域又は」を加え、同条第1号中「供されるもの」の次に「又は国県認定企業等の事業所」を加える。

第4条第1項第1号中「100分の0.7」の次に「（本社機能を有する事業所又はロボット関連産業の事業所の場合にあっては、100分の0.35）」を加え、同項第2号中「100分の0.1」の次に「（本社機能を有する事業所又はロボット関連産業の事業所の場合にあっては、100分の0.05）」を加える。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

寒川町企業等の立地促進に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(7) <u>工業系地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第10項に規定する準工業地域、同条第11項に規定する工業地域及び同条第12項に規定する工業専用地域をいう。</u></p> <p>(加える)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>田端西地区土地区画整理事業区域 都市計画法第19条第1項の規定により茅ヶ崎都市計画土地区画整理事業田端西地区土地区画整理事業として都市計画を定めた土地の区域をいう。</u></p> <p>(10) <u>中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。</u></p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>商業系地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第9項に規定する近隣商業地域及び同条第10項に規定する商業地域をいう。</u></p> <p>(8) <u>工業系地域 都市計画法第9条第11項</u>に規定する準工業地域、<u>同条第12項</u>に規定する工業地域及び<u>同条第13項</u>に規定する工業専用地域をいう。</p> <p>(9) <u>国県認定企業等 国が積極的な成長投資に取り組むものと認めた企業等又は神奈川県企業誘致施策において認定された企業等(規則で定める企業等に限る。)をいう。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(11) <u>中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。</u></p> <p>(12) <u>田端西地区土地区画整理事業区域 都市計画法第19条第1項の規定により茅ヶ崎都市計画土地区画整理事業田端西地区土地区画整理事業として都市計画を定めた土地の区域をいう。</u></p> <p>(13) <u>本社機能 企業の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、</u></p>

(加える)

(11) 常時雇用する従業員 立地を行う企業等が、立地の日の前後2月以内に新たに雇用し、引き続き1年以上雇用している者（規則で定める者に限る。）で、その者の雇用の日の1年前から第6条の規定による申請（第5条に規定する雇用奨励金の交付に係るものに限る。）の日まで継続して町内に住所を有するものをいう。

(12) (略)

(奨励措置を受けるための要件)

第3条 \_\_\_\_\_工業系地域において立地を行う企業等は、次に掲げる要件を満たすときは、奨励措置の適用を受けることができる。

(1) 当該立地に係る事業所が、次に掲げるいずれかの事業の用に供されるもの \_\_\_\_\_であること。

ア～エ (略)

(2)～(4) (略)

(固定資産税等の不均一課税)

第4条 企業等が所有する当該立地に係る固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の税率は、寒川町町税条例（昭和60年寒川町条例第16号）第21条及び第38条の規定にかかわらず次のとおりとする。ただし、田端西地区土地区画整理事業区域の土地に対して課する固定資産税等の税率については、この限りでない。

(1) 固定資産税の税率 100分の0.7 \_\_\_\_\_

事業を統括する部門その他の企業の主要な部門を有し、常時使用する従業員の数が300人を超えるものをいう。

(14) ロボット関連産業 センサー、知能・制御系及び駆動系の3つの要素技術を有する機械システムを製造する産業をいう。

(15) 常時雇用する従業員 立地を行う企業等が、立地の日の前後2月以内に新たに雇用し、引き続き1年以上雇用している者（規則で定める者に限る。）で、その者の雇用の日 \_\_\_\_\_から第6条の規定による申請（第5条に規定する雇用奨励金の交付に係るものに限る。）の日まで継続して町内に住所を有するものをいう。

(16) (略)

(奨励措置を受けるための要件)

第3条 商業系地域又は工業系地域において立地を行う企業等は、次に掲げる要件を満たすときは、奨励措置の適用を受けることができる。

(1) 当該立地に係る事業所が、次に掲げるいずれかの事業の用に供されるもの 又は国県認定企業等の事業所であること。

ア～エ (略)

(2)～(4) (略)

(固定資産税等の不均一課税)

第4条 企業等が所有する当該立地に係る固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の税率は、寒川町町税条例（昭和60年寒川町条例第16号）第21条及び第38条の規定にかかわらず次のとおりとする。ただし、田端西地区土地区画整理事業区域の土地に対して課する固定資産税等の税率については、この限りでない。

(1) 固定資産税の税率 100分の0.7 \_\_\_\_\_  
(本社機能を有する事業所又はロボ

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 都市計画税の税率 100分の0.1</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p>	<p><u>ット関連産業の事業所の場合にあつては、100分の0.35)</u></p> <p>(2) 都市計画税の税率 100分の0.1</p> <p><u>(本社機能を有する事業所又はロボット関連産業の事業所の場合にあつては、100分の0.05)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和13年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p>
---	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。